

業務部速報



No. 33

発行 19. 9. 18

JR東労組 業務部

申
6
号

「旅行業部門の今後の方向性」に関する 申し入れ(その2) 第1回団体交渉行う! その2

第
6
項
第
7
項

JR発足以降、鉄道事業採用として旅行業部門に配属された社員の不安を解消し、JR本体で働く場を確保すること。

びゅうプラザで業務を行い、対面販売を行っている社員のコンサルティング力を十分に活かし、将来に不安を与えることがない施策とすること。

会社 面談などを通じて個々人の生活環境など把握していく。現在は他職へ異動した社員もいるためロールモデルがあり参考にしてもらいたい。

組合 旅行業部門で採用された社員の不安は大きい。他職へ異動せずにびゅうプラザで働いてきた社員の不安を解消するべきだ。

個人個人の希望と生活環境などを丁寧に把握する。幅広く情報を提供する。コンサルティング力に長けているので、培った経験を活かし様々な場で活躍できる。

確認!!

第
8
項

環境の変化により、度重なる施策を担ってきた組合員の努力に報いるために、旅行業部門で働く社員一人ひとりの希望を丁寧に把握し、働きがいとモチベーションの向上をはかること。

これまでの努力や苦勞を認識し、一人ひとりと向き合っていく。店舗閉鎖・移管時において、個々人の希望把握を丁寧に行い対応する。モチベーションを下げないようにする。

確認!!

第
9
項

店舗移管・閉鎖に伴って異動する場合は、育児や介護等の事情に対して配慮し、本人希望を尊重した配属を行うこと。

退職せざるを得ない状況とならないように、就業規則に則り様々な制度を示しながら、きめ細かに社員の希望など把握をしていく。

任用の基準だけではなく、育児・介護にかかわる制度を活用できるように説明する。一人ひとりの事情を踏まえ、活躍が期待できるようにコミュニケーションをとる。

確認!!

第
10
項

旅行業部門で働く社員が異動等した際には、十分な見習い期間を設けるとともに、必要な教育を行うこと。

個々人のスキルを踏まえて必要な見習い期間を設ける。各現場に合わせた教育を実施していく。

確認!!

組合員の不安解消と要求実現に向けて、精力的に交渉を行っていきます!!